

写し証明発行手続

*一般的な流れです。案件によりこのフロー図に該当しないケースがあります。

請求者による現地調査・測量

*現地調査は請求日より3か月以内の実施してください。

(事前相談)

*請求時に現地の状況を伺いますので、請求内容がお分かりになる方の御来庁をお願いいたします。

写し証明請求受付

(請求書・添付書類の確認、現地実測内容の聞き取り等)

書面審査

※ 図面と現地実測点間距離の許容誤差
(ア) 10m未満・・・±3cm以内
(イ) 10m以上・・・±5cm以内

※ 民版、プラスチック杭、木杭、ペンキ、刻み、図上点等は境界標と認められない場合があります。
劣化状況の激しい境界標は亡失していると判断する場合があります。

本市管理図面と一致する境界標が有り、
点間距離が較差の範囲内

本市管理図面と一致する境界標が無し
又は点間距離が較差の範囲外

復元手続

注) 復元手続については、
写し証明申請時にご案内します。

証明範囲内で
1箇所のみ亡失

証明範囲内で
2箇所以上の
亡失又は移設

境界標設置箇所※1
(一定の条件あり)

境界調査申請

※1
亡失箇所が既存
の有効な境界標
3箇所(座標が
ある場合は2箇
所)以上から復
元可能な場合

※2 境界調査図作
成を伴わない復元

※2 亡失又は
移設する箇所が
既存の有効な境
界標3箇所(座標
がある場合は2
箇所)以上から
復元可能な場合

境界調査図作成を
伴う復元や再明示
等

検 査 不合格は「復元手続」へ

決 裁

写し証明交付

請求受付 ↓

写し証明交付審査・境界標復元手続

↓

交付手続

※ 交付までの期間：受付日の翌日から5開庁日後(完成日のご連絡はいたしません)
※ 復元手続を要する場合は、復元完了後の交付になります。